

- 1 子ども・子育て審議会の設置，運営について
 - (1) 「ひたちなか市附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置
 - (2) 「ひたちなか市子ども・子育て審議会運営要綱」に基づいて運営

- 2 審議事項（法定事項：子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号）
 - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
 - (1) 特定教育・保育施設＝この制度の確認を受ける幼稚園，保育所，認定こども園
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
 - ◆特定地域型保育事業＝この制度の確認を受ける “20 人未満の小規模な保育施設”
(当該施設は市条例等で規定する基準により認可)
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること
子ども・子育て支援事業計画は5年を1期（計画期間H27～H31 年度）とする計画であり、「提供区域」ごとに【教育・保育施設】，【地域型保育施設】，【地域子ども・子育て支援事業】について，次の事項を定める。
 - ①必要利用定員総数 ②保育等の需要量の見込み ③提供体制の確保 ④実施時期【教育・保育施設】・・・幼稚園，保育所，認定こども園
【地域型保育施設】・・・20 人未満の小規模な保育施設（市による認可）
【地域子ども・子育て支援事業】・・・利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）など法定13事業
 - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
 - ア. 子ども・子育て関連条例について
(新規制定を予定する条例)
 - ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する条例
 - ②家庭的保育事業等に関する条例
 - ③放課後児童健全育成事業に関する条例(改正等を予定する条例)
 - ①子ども・子育て関連3法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
・市立保育所設置及び管理条例（一部改正），保育の実施に関する条例（廃止）
 - イ. 子ども・子育て関連規則等について
 - ウ. その他必要な事項：新規施設に係る認可申請に対する意見について 等

○ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

平成6年11月1日

条例第15号

改正 平成8年9月24日条例第21号

平成12年3月31日条例第20号

平成12年6月28日条例第27号

平成15年3月27日条例第2号

平成17年3月28日条例第2号

平成26年3月28日条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関)

第2条 本市に次の附属機関を設置する。

- (1) ひたちなか市総合企画審議会
- (2) ひたちなか市環境審議会
- (3) ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
- (4) ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会
- (5) ひたちなか市住居表示審議会
- (6) ひたちなか市男女共同参画審議会
- (7) ひたちなか市子ども・子育て審議会

(組織、設置目的及び職務)

第3条 前条に規定する附属機関(以下「審議会等」という。)の委員は、当該審議会等に関係ある公務員、関係団体の役職員、学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、審議会等の設置目的及び職務については、別表に定めるところによる。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会等は、会長が招集する。

2 審議会等は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則 (平成8年条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第20号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

付 則 (平成15年条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成6年条例第12号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表 (第3条関係)

附属機関の名称	設置目的及び職務
ひたちなか市総合企画 審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。 2 国土利用計画市計画に関すること。 3 地域整備計画に関すること。 4 その他必要なこと。
ひたちなか市環境審議 会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 環境の保全に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市情報公 開・個人情報保護審査 会	ひたちなか市情報公開条例 (平成12年条例第1号) 又はひ たちなか市個人情報保護条例 (平成17年条例第2号) に定 める実施機関の諮問に応じ、次の事項を審査し、又は審議す る。 1 公文書の開示決定等に関する不服申立ての審査に関す ること。 2 情報公開に関すること。 3 保有個人情報の開示決定等又は訂正、削除若しくは目的 外利用等の中止の請求の諾否決定に関する不服申立ての 審査に関すること。 4 その他必要なこと。

<p>ひたちなか市廃棄物減 量等推進審議会</p>	<p>市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物の減量等に関すること。 2 その他必要なこと。
<p>ひたちなか市住居表示 審議会</p>	<p>市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長の住居表示に関する事項の調査審議に関すること。 2 その他必要なこと。
<p>ひたちなか市男女共同 参画審議会</p>	<p>市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会の形成及び促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項に関すること。 2 その他必要なこと。
<p>ひたちなか市子ども・ 子育て審議会</p>	<p>市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項を審議する。</p>

○ひたちなか市子ども・子育て審議会運営要綱

平成26年3月28日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第9条の規定に基づき、ひたちなか市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主の代表者
- (3) 労働者の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、福祉部福祉事務所児童福祉課において処理する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。